

Q12 病気にかかり、出勤できません。 会社には病気休暇の制度がありますが、その間給料がでません。 どうすればよいですか？

健康保険に加入していれば、仕事とは関係のない病気やケガで3日以上働けない日が続いた場合で、会社から給料が支払われない際は4日目以降から**傷病手当金**という、生活を保障するためのお金をもらうことができます。

傷病手当金の額は毎月の給料をもとに計算されますが、おおむね平均月収の3分の2程度です。期間は原則として、**初めてもらった日から通算1年6か月までの間**で病気やケガが治るまでと決められています。退職したあとも病気やケガが治っておらず、一定の要件を満たせば、引き続き、1年6か月に達するまではもらい続けることができます。

なお、手続きには医師の診断書などが必要となります。



【action】

- 病院に行き、「〇〇(病名等)により、□□(時期)までの間、自宅での療養を要する(勤務できない)」という診断書をもらい、会社に提出してください。
- 協会けんぽ(全国健康保険協会)の窓口で、「傷病手当金」を受け取る手続きをしてください。会社も書類を作成する必要があるので、会社に問い合わせましょう。

..... 最後の確認！

- ☐ 健康保険に入っている
- ☐ 病院で診断書をもらった
- ☐ 会社で手続きについて確認した